

Excel 表で表示される「メッセージの説明」 及び 「エクセル表記載内容点検の留意点」

※全てのメッセージは、エクセル表の上部右の印刷範囲外にある「警告メッセージ」のプルダウンメニューで「表示しない」を選択いただくと、非表示とすることができます。

1. 一般病棟、結核病棟、精神病棟の場合

Excel 表の種類(9ns100、9ns200、9ns600、9ns1000)

※下記の2箇所にメッセージ表示があります。

- ①-2 うち、月平均1日当たり夜間看護配置数
- ⑤月平均夜勤時間数

① 月平均1日当たり看護配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

- (1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合
 - ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
 - ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
 - イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
 - ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- (2) 上記(1)以外の病院
 - ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
 - ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。
 - イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

<看護職員夜間配置加算を届け出る場合>

①-2 うち、月平均1日当たり夜間看護配置数（メッセージ表示あり）

【メッセージの表示】

○「看護職員夜間配置加算」を(有)にした病院について、常に表示

→この値は参考です。夜間常時12対1配置であることをご確認ください。

【メッセージの説明】

勤務計画表の入力が終了すれば①-2に月平均1日当たり夜間看護配置数が自動的に表示されますが、これは参考値です。

看護職員夜間配置加算は夜間常時12対1を満たす必要がありますが、Excel表では夜間常時12対1の配置か否かの把握はできませんので別途ご確認ください。基準値及び実績値とも参考値です。

なお、看護職員夜間配置加算を届け出ることができるのは、一般病棟のみです。

②看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出さず設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

13対1以上の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率7割以上（実際に配置した看護職員の7割以上ではない）を満たす必要があります。また、15対1未満の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率4割以上を満たす必要がありますが、看護配置加算を届け出ている場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める7割以上の看護師比率を満たす必要があります。

基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示しています。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、

6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満了し、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満了し、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満了し、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満了し、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数 【一般病棟、精神病棟のみ】（メッセージ表示なし）

「平均在院日数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【平均在院日数の要件の留意点】

一般病棟、精神病棟は、下記の平均在院日数を満たす必要があります。

一般病棟(7対1=18日以内、10対1=21日以内、13対1=24日以内、15対1=60日以内)
精神病棟(10対1=40日以内、13対1=80日以内)

病床数に関わりなく、下記の扱いになります。

①定められた日数を上回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満了し、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満了し、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージ表示あり）

【メッセージの表示】

- | |
|---|
| A) 月平均夜勤時間が 72 時間超 79.2 時間以内
→ 72 時間を超過（1 割以内）しています。 |
| B) 月平均夜勤時間が 79.2 時間超
→ 72 時間を超過（1 割超）しています。 |

【メッセージの説明】

病床数に関わりなく、下記の扱いになります。

- ①月平均夜勤時間が 72 時間超 79.2 時間以内の場合
 - ア. 翌月も 72 時間超 79.2 時間以内、翌々月も 72 時間超 79.2 時間以内までは、月平均夜勤時間超過減算への変更届出は要しません。
 - イ. 4 ヶ月目も 72 時間超 79.2 時間以内であれば、5 ヶ月目に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、6 ヶ月目から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。
なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、6 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- ②月平均夜勤時間が 79.2 時間を超えている場合
翌月に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、翌々月から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

⑥月平均 1 日当たり看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「月平均 1 日当たり看護補助者配置数」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均 1 日当たり看護補助者配置数の留意点】

- (1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が 100 床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合
 - ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合
 - ア. 翌月も 1 割以内、翌々月も 1 割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
 - イ. 4 ヶ月目も 1 割以内で下回っていれば、5 ヶ月目に下方基準への変更届出を行い、6 ヶ月目から下方の基準を算定してください。なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、

6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

<夜間急性期看護補助体制加算>

⑥-2 うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」は、メッセージを出す設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

2. 療養病棟の場合

Excel 表の種類(ryoyo-1,ryoyo2)

※⑤月平均夜勤時間数(療養2のみ)のみメッセージ表示があります。

① 月平均1日当たり看護配置数(メッセージ表示なし)

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

①-2 月平均1日当たり看護補助配置数(メッセージ表示なし)

「月平均1日当たり看護補助配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護補助配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合及び特別入院基本料を

算定する病院の場合

- ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
 - ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
 - イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

- ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
 - ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。
 - イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率2割以上（実際に配置した看護職員の2割以上ではない）を満たす必要があります。

基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示しています。

- (1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合
 - ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
 - ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
 - イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
 - ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。

なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数（メッセージ表示なし）

要件ではありません

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（療養2のみメッセージ表示あり）

【メッセージの表示】

A) 療養2において、月平均夜勤時間が72時間超79.2時間以内

→ 72時間を超過（1割以内）していません。

B) 療養2において、月平均夜勤時間が79.2時間超

→ 72時間を超過（1割超）していません。

【メッセージの説明】

療養2は、病棟数に関わりなく下記の扱いになります。

①月平均夜勤時間が72時間超79.2時間以内の場合

ア. 翌月も72時間超79.2時間以内、翌々月も72時間超79.2時間以内までは、月平均夜勤時間超過減算への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も72時間超79.2時間以内であれば、5ヵ月目に月平均夜勤時間超過減

算への変更届出を行い、6ヵ月目から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。
なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②月平均夜勤時間が79.2時間を超えている場合

翌月に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、翌々月から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

療養1は、月平均夜勤時間数の要件はありません。

3. 障害者施設等の場合

Excel 表の種類(9syougai)

※⑤月平均夜勤時間数のみメッセージ表示があります。

① 月平均1日当たり看護配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

1.3対1以上の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める

看護師比率 7 割以上（実際に配置した看護職員の 7 割以上ではない）を満たす必要があります。

また、15 対 1 未満の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率 4 割以上を満たす必要がありますが、看護配置加算を届け出ている場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める 7 割以上の看護師比率を満たす必要があります。

基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示しています。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が 100 床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合

ア. 翌月も 1 割以内、翌々月も 1 割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4 ヶ月目も 1 割以内で下回っていれば、5 ヶ月目に下方基準への変更届出を行い、6 ヶ月目から下方の基準を算定してください。なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、6 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も 1 割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3 ヶ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3 ヶ月目に基準値を満たし、3 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数（メッセージ表示なし）

要件ではありません。

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間の夜勤時間帯

を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。
夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージ表示あり）

【メッセージの表示】

- A) 月平均夜勤時間が 72 時間超 79.2 時間以内
→ 72 時間を超過（1割以内）しています。
- B) 月平均夜勤時間が 79.2 時間超
→ 72 時間を超過（1割超）しています。

【メッセージの説明】

病棟数に関わりなく、下記の扱いになります。

①月平均夜勤時間が 72 時間超 79.2 時間以内の場合

ア. 翌月も 72 時間超 79.2 時間以内、翌々月も 72 時間超 79.2 時間以内までは、月平均夜勤時間超過減算への変更届出は要しません。

イ. 4 ヶ月目も 72 時間超 79.2 時間以内であれば、5 ヶ月目に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、6 ヶ月目から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。
なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、6 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②月平均夜勤時間が 79.2 時間を超えている場合

翌月に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、翌々月から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

⑥月平均 1 日当たり看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「月平均 1 日当たり看護補助者配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出さず設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【月平均 1 日当たり看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が 100 床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合

ア. 翌月も 1 割以内、翌々月も 1 割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4 ヶ月目も 1 割以内で下回っていれば、5 ヶ月目に下方基準への変更届出を行い、6 ヶ月目から下方の基準を算定してください。なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、6 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入

院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

⑥-2 うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

要件ではありません。

月平均1日当たり看護要員（看護+看護補助）配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護要員配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護要員配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

4. 特定入院料の場合

Excel 表の種類(tokutei-1)

※メッセージ表示はありません。

① 月平均1日当たり看護配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

①-2 月平均1日当たり看護補助配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護補助配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護補助配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

- ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
- イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

特定入院料の種別等によって、看護師のみの配置、最小必要数の7割以上、最小必要数の4割以上等の要件があります。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績が定められた看護師比率よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

- ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
- イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績が定められた看護師比率よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

- ①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
- ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。
 - イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
- 翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数(メッセージ表示なし)

様式9を使用する特定入院料のうち、A307 小児入院医療管理料1～4とA317 特定一般病棟入院料のみが平均在院日数の算定対象となっています。なお、これらの入院料が要件非該当になってもメッセージを出す設定はしていません。下記にご留意ください。

【平均在院日数の留意点】

小児入院医療管理料1～4は、病棟数に関わりなく、下記の扱いになります。

- ①定められた日数を上回っており、その範囲が1割以内の変動の場合
- ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
 - イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。
- ②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合
- 翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

④夜勤時間帯(メッセージの表示なし)

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数(メッセージの表示なし)

要件ではありません。

5. 特定入院料(看護+補助)の場合

Excel 表の種類(tokutei_plusHpjo)

※メッセージ表示はありません。

① 月平均1日当たり看護配置数(看護職員+看護補助者)(メッセージ表示なし)

「月平均1日当たり看護配置数(看護職員+看護補助者)」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数(看護職員+看護補助者)の留意点】

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

①-2 月平均1日当たり看護配置数(メッセージの表示なし)

下記②-1と②-2で判断してください。

②-1 看護要員中の看護職員の比率(メッセージの表示なし)

「看護要員中の看護職員の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護要員中の看護職員の比率の留意点】

看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員である必要があるが、これを下回った場合は下記の扱いとなる。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が45%以上50%未満

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が45%未満

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が45%以上50%未満

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が45%未満

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②-2 看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出さず設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

看護職員の最小必要数の2割以上が看護師である必要があるが、これを下回った場合は下記の扱いとなる。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が18%以上20%未満

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が18%未満

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が 18%以上 20%未満

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も 1 割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3 ヶ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3 ヶ月目に基準値を満たし、3 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が 18%未満

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数（メッセージの表示なし）

要件ではありません。

④夜勤時間帯（メッセージの表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージの表示なし）

要件ではありません。

6. 特定一般病棟入院料(特定地域のみ)の場合

Excel 表の種類(tokutei_ippan_50)

※メッセージ表示はありません。

① 月平均1日当たり看護配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合及び特別入院基本料を算定する病院の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率（メッセージ表示なし）

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

特定一般病棟入院料1の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師

比率7割以上（実際に配置した看護職員の7割以上ではない）を満たす必要があります。また、特定一般病棟入院料2の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率4割以上を満たす必要がありますが、看護配置加算を届け出ている場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める7割以上の看護師比率を満たす必要があります。

基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示しています。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数（メッセージ表示なし）

「平均在院日数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【平均在院日数の要件の留意点】

下記の平均在院日数を満たす必要があります。

特定一般病棟入院料1（24日以内）

特定一般病棟入院料1（60日以内）

病棟数に関わりなく、下記の扱いになります。

①定められた日数を上回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、

6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満了し、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満了し、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージ表示なし）

要件ではありません。

⑥月平均1日当たり看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護補助者配置数」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満了し、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満了し、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3

ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

<夜間急性期看護補助体制加算>

⑥-2 うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数」は、メッセージを出す設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【うち、月平均1日当たり夜間看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

7. 様式9-2(特定地域において、各病棟毎に異なる看護配置の一般病棟入院基本料を届け出る場合)

Excel 表の種類(9-2ns100_byoutou)

※⑤月平均夜勤時間数のみメッセージ表示あり

① 月平均1日当たり看護配置数(メッセージ表示なし)

「月平均1日当たり看護配置数」は、メッセージを出す設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率(メッセージ表示なし)

「看護職員中の看護師の比率」は、メッセージを出す設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

13対1の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護

師比率7割以上(実際に配置した看護職員の7割以上ではない)を満たす必要があります。また、15対1の看護職員配置の場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率4割以上を満たす必要がありますが、看護配置加算を届け出ている場合は、看護職員として配置すべき最小必要数に占める7割以上の看護師比率を満たす必要があります。

基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示しています。

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

- ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
- イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

- 翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

- ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。
- イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

- 翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数(メッセージ表示なし)

「平均在院日数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【平均在院日数の要件の留意点】

下記の平均在院日数を満たす必要があります。

13対1入院基本料=24日以内

15対1入院基本料=60日以内

①定められた日数を上回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

- ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。
- イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、

6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージ表示あり）

【メッセージの表示】

A) 月平均夜勤時間が72時間超79.2時間以内

→ 72時間を超過（1割以内）しています。

B) 月平均夜勤時間が79.2時間超

→ 72時間を超過（1割超）しています。

【メッセージの説明】

病棟数に関わりなく、下記の扱いになります。

①月平均夜勤時間が72時間超79.2時間以内の場合

ア. 翌月も72時間超79.2時間以内、翌々月も72時間超79.2時間以内までは、月平均夜勤時間超過減算への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も72時間超79.2時間以内であれば、5ヵ月目に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、6ヵ月目から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②月平均夜勤時間が79.2時間を超えている場合

翌月に月平均夜勤時間超過減算への変更届出を行い、翌々月から月平均夜勤時間超過減算を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

⑥月平均1日当たり看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護補助者配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていますが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

8. 様式9-3(地域包括ケア病棟の場合)

Excel 表の種類(9-3ns100)

※メッセージ表示なし

① 月平均1日当たり看護配置数(メッセージ表示なし)

「月平均1日当たり看護配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数(感染症病床を除く)が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②看護職員中の看護師の比率(メッセージ表示なし)

「看護職員中の看護師の比率」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【看護職員中の看護師の比率の留意点】

看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率以上を満たす必要があります。基準値、実績値とも看護職員として配置すべき最小必要数に占める看護師比率を表示し

ています。

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が 100 床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合

ア. 翌月も 1 割以内、翌々月も 1 割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4 ヶ月目も 1 割以内で下回っていれば、5 ヶ月目に下方基準への変更届出を行い、6 ヶ月目から下方の基準を算定してください。なお、5 ヶ月目に基準値を満たし、6 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も 1 割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3 ヶ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3 ヶ月目に基準値を満たし、3 ヶ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が 1 割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

③平均在院日数（メッセージ表示なし）

要件ではありません。

④夜勤時間帯（メッセージ表示なし）

「夜勤時間帯」は、メッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【夜勤時間帯の留意点】

夜勤時間は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間の夜勤時間帯を設定し、その時間帯の始めと終わりの時刻を記載してください。

夜勤時間帯を変更する場合は、地方厚生局への届出が必要です。

⑤月平均夜勤時間数（メッセージ表示なし）

要件ではありません。

<看護職員配置加算を届け出る場合>

月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり当該入院料の施設基準の最小必要人数以上の看護職員配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

<看護補助配置加算を届け出る場合>

⑥月平均1日当たり看護補助者配置数（メッセージ表示なし）

「月平均1日当たり看護補助者配置数」は、要件非該当になってもメッセージを出す設定をしていませんが、下記にご留意下さい。

【月平均1日当たり看護補助者配置数の留意点】

(1) 医療法許可病床数（感染症病床を除く）が100床未満の場合

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月も1割以内、翌々月も1割以内までは、下方基準への変更届出は要しません。

イ. 4ヵ月目も1割以内で下回っていれば、5ヵ月目に下方基準への変更届出を行い、6ヵ月目から下方の基準を算定してください。なお、5ヵ月目に基準値を満たし、6ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

(2) 上記(1)以外の病院

①実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割以内の変動の場合

ア. 翌月に基準値に戻れば変更届出は不要です。

イ. 翌月も1割以内の変動が続く場合は、翌々月に下方基準への変更届出を行い、3ヵ月目から、下方の基準を算定してください。なお、3ヵ月目に基準値を満たし、3ヵ月目の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。

②実績値が基準値よりも下回っており、その範囲が1割を超える変動の場合

翌月に下方基準への変更届出を行い、翌々月から下方の基準を算定してください。
なお、翌月に基準値を満たし、翌々月の初日に変更の届出を再度行えば、もとの入院基本料を算定できます。